

兆円程度の財政健全化への貢献を目指すものとする。

- ② 一覧性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たすものとする。そのため、特別会計の歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、予算の一覧性を確保するため、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直すこととし、国の財務状況の透明化を図るものとする。
- ③ 「特別会計整理合理化法案（仮称）」により、特別会計法に定められた財政法の例外規定（借入金規定や剰余金の繰越し規定等）等を整理し、特別会計の会計情報については、その開示の内容及び要件を統一的に明示するとともに、企業会計の考え方に基づく資産・負債も開示するものとする。また、特別会計がみだりに設立されることにより弊害が生じかねないことから、その設立要件を厳格化するほか、既存の特別会計についても、5年ごとにその設置の要否を見直す条項を導入するものとする。

イ また、個別の特別会計の見直しの方針は、以下のとおりとする。

- ① 事業の必要性の減じた特別会計は廃止するものとする。
- ② 事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。
- ③ 一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討するものとする。
- ④ 事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すこと前提として、統合を行うものとする。

ウ 以上の方針を受け、各個別の特別会計については、以下のとおり見直しを行うものとする。なお、これらの改革の過程においては、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を図るものとする。

- ① 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の五つの特別会計については、平成20年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。空港整備特別会計については、将来の独立行政法人化等について検討するものとする。  
道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する基本方

針」（平成17年12月9日政府・与党）に基づき、見直しを行うものとする。

航空機燃料税については、特別会計の歳出・借入金の抑制の努力を講じつつ、引き続き空港整備に投入していくものとするが、その適否については常に点検を行い、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとする。

- ② 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計については、平成19年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。また、年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。
- ③ 船員保険特別会計については、今後1年程度の間、制度見直しの詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分は、社会保険庁改革に伴い発足する新たな公法人等に移管し、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合するものとする。
- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。
- ⑤ 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計については、積立金管理の業務運営を透明化した上で、平成20年度までに、両特別会計の統合を含め再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。
- ⑥ 地震再保険特別会計については、平成20年度までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。
- ⑦ 森林保険特別会計については、平成20年度までに、独立行政法人化を検討するものとする。
- ⑧ 貿易再保険特別会計については、先進国向け短期保険分野等への一層の民間参入の促進を図りつつ、民間でできるところから国は撤退すること等の制度改革につき、今後3年を目途に検討し、結論を得る。
- ⑨ 国有林野事業特別会計については、平成18年4月に予定する国有林野事業勘定と治山勘定との統合を進めることとし、その後、平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討するものとする。

- ⑩ 国営土地改良事業特別会計については、平成20年度までに、一般会計への統合を行うものとする。国営事業分と都道府県営事業分の区分については、国と地方との適切な役割分担の検討を行う中で、農政改革の進捗状況等を見極めつつ、平成18年度中に結論を得るものとする。
- ⑪ 食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計については、平成19年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。
- ⑫ 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成20年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。
- ⑬ 特許特別会計については、その予算特性、政策的見地にかんがみ、一層迅速かつ的確な審査を実現するため、特許審査の件数、そのためのコスト、先行技術文献の検索外注件数などにつき中期的な定量的目標を定めつつ、業務効率の向上及び民間委託の拡大を図る。 )
- ⑭ 国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。
- ⑮ 登記特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、登記所備付地図の整備の財源確保を前提に平成22年度末をもって一般会計への統合を行うものとする。 )
- ⑯ 特定国有財産整備特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、平成22年度を目途に、一般会計への統合を行うものとする。 )
- ⑰ 電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計については、平成19年度までの立法化により統合し、無駄の排除や区分経理による透明化を行うものとする。  
加えて、電源開発促進税が特別会計に直入される構造を見直し、電源開発促進税が原子力発電所の立地の促進等の電源開発に要する費用に充てるために課せられている税であることを踏まえつつ、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、原子力の立地・更新等が進展すること等により財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図るものとする。
- ⑱ 産業投資特別会計社会資本整備勘定については、無利子貸付事業が終了することを踏まえ、廃止するものとする。産業投資勘定については、真に必要な出資事業に限定の上、平成20年度までに、財政融資資金特別

会計に移管するものとする。その後、民間での対応等を勘案の上で、一定期間経過後、産業投資勘定自体の在り方を、その存否も含め検討するものとする。

- ⑯ 財政融資資金特別会計については、将来的な財投規模のスリム化を確実なものにするため、財投債発行額を着実に減額するとともに、確実な償還見込みを立てるものとする。また、公営企業金融公庫の資本市場等を活用した仕組みへの移行の状況を見極めながら、地方向け融資を段階的に縮小するものとする。
- ⑰ 国債整理基金特別会計については、業務運営の効率化と事務費の節減を強力に推進するものとする。また、国債業務の日本銀行への委託範囲については、今後検討し、平成19年度までに結論を得るものとする。
- ⑱ 外国為替資金特別会計については、人件費及び事務費について一層効率化に取り組むものとする。同特別会計が保有する積立金は、決算の不足が生じる場合に備えるものであるが、例年にわたり剩余金が発生している状況を踏まえ、今後とも当該剩余金の相当部分につき一般会計への繰入れを行うものとする。
- ⑲ 交付税及び譲与税配付金特別会計については、借入金償還スケジュールを早期に明確化するものとする。

#### 4 総人件費改革の実行計画等

##### (1) 総人件費改革の実行計画

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員（94.8万人、郵政公社職員を含む。）の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

このため、「総人件費改革基本指針」（平成17年11月14日経済財政諮問会議）に即し実行計画を定めることとし、業務の大胆かつ構造的な見直しを実現するための枠組み及び独立行政法人等について総人件費を削減する具体的な実行措置等を含め、今後5年間で実行すべき取組を定める。

これらを、平成18年度予算や地方財政計画から順次反映することとする。

##### ア 公務員の定員の純減目標

###### ① 国家公務員の純減目標

政治的リーダーシップの下、今後5年間で、郵政公社職員を除く国家公務員（定員ベースで68.7万人）を5%以上、純減させる。

(ア) 国の行政機関の定員

国の行政機関の定員（33.2万人）を今後5年間で5%以上純減させる。

このため、定員合理化計画（定員の10%以上削減）の実施に当たって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減（1.5%以上の純減）を確保するとともに、以下の重点事項を中心とし、業務の大膽かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聞く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減（ワークアウト）を強力に進め、その結果を定員の削減（3.5%以上の純減）に反映させ、5%以上の純減を確保する。その際、実施に向けてさらに個別具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」（行政改革推進本部独立行政法人有識者会議を平成18年1月に改組）の知見も活用しながら、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。この政府方針の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、今後5年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。

(a) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

- (i) 農林統計関係
- (ii) 食糧管理関係
- (iii) 北海道開発関係 等

(b) 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し

- (i) 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- (ii) 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとに設置されている地方支分部局について事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- (iii) 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）により業務を大胆に縮減する。
- (iv) 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- (v) 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- (vi) 調査・統計関連業務の外部委託や合理化を行う。

(c) 包括的・抜本的な民間委託等

- (i) 市場化テストのモデル事業に着手しているハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務

(ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務

(iii) 給与計算等の内部事務・定型的業務

(iv) 非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。

(d) IT化による業務のスリム化

(i) 電子政府・電子自治体を推進し、あわせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。

(ii) 人事・給与等、共済、物品調達などの各業務については情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

(e) 非公務員型独立行政法人化等

(i) 森林管理関係業務

(ii) 国立高度専門医療センター

(iii) 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野等

(1) 自衛官・特別の機関の職員

定員（25.2万人）を下回っている自衛官の人員についても、聖域を設けず、教育関係、給食関係、整備関係等の民間委託等を行うことにより、行政機関に準じて純減を行う。

また、国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員（3.2万人）についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める。

(2) 独立行政法人の非公務員化

特定独立行政法人の公務員（7.1万人）について、独立行政法人を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものはすべて非公務員化する。

(2) 地方公務員の純減目標

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。

国・地方の取組を踏まえ、平成17年度中に公表することとなっている「集中改革プラン」に反映するよう要請する等、総務省は純減上積みの取組を促進する措置を講ずる。

(7) 国基準関連分野

国が定数に関する基準を幅広く定めている分野（国基準関連分野）

の職員（教育・警察・消防・福祉関係の200.8万人）については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績（5年間で4.2%）を上回る純減を確保する。特に人員の多い教職員（給食調理員、用務員等を含む。）については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する。

(イ) 地方分野

上記(ア)以外の地方が主体的に定数を定める分野の職員（107.5万人）については、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、これまでの実績（5年間で5.4%）を上回る純減が確保されるよう、地方の努力を要請するとともに、国は、地方の定員増をもたらす新たな施策は原則として行わないこととし、真にやむを得ない場合は他の施策の見直しにより全体として増員とならないようにする。

(ウ) 上記(イ)の努力の一環として、公立大学の大学法人化、公営企業等の地方独立行政法人化（非公務員型）、民営化等を進める。 )

③ 純減目標達成のための制度の見直し等  
内閣官房を中心に以下の取組を行う。

(ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

(イ) 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み（公証人など）や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。

④ 目標の適切な見直し )

国家公務員及び地方公務員の純減目標については、今後の市場化テストの本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切な見直しを行う。

イ 給与制度改革等

① 国家公務員給与

横並び・年功序列の公務員給与制度を抜本的に改革し、職務分類によるきめ細かな官民比較と職階差の大幅な拡大により真に職務と職責に応じた給与体系に移行するとともに、官民比較方法を更に見直すことにより、民間準拠をより徹底し、メリハリの効いた人件費削減を図る。

以下の事項について、人事院において早急に必要な検討を行い、来年の人事院勧告から順次反映させるよう要請する。来年からの人事院勧告について、政府として速やかに取扱いを検討し、所要の措置を行う。また、政府としても厳しい財政状況を踏まえ給与制度改革に向け全力で取